

令和3年8月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和2年(行コ)第6号 不当利得返還請求控訴事件、令和3年(行コ)第5号同附帯控訴事件(原審・岡山地方裁判所平成30年(行ウ)第24号)

口頭弁論終結日 令和3年5月18日

判 決

岡山市北区奥田一丁目11番20号

控訴人兼附帯被控訴人

特定非営利活動法人
市民オンブズマンおかやま
(以下「控訴人」という。)

同 代 表 者 理 事

光 成 卓 明

同訴訟代理人弁護士

東 隆 司

岡山市北区大供一丁目1番1号

被控訴人兼附帯控訴人

岡山市長 大 森 雅 夫
(以下「被控訴人」という。)

同訴訟代理人弁護士

佐々木 基 彰

同

竹 田 航

同 指 定 代 理 人

山 本 喬 太

同

栗 尾 成 洋

同

亀 山 拓 史

主 文

1 控訴人の本件控訴及び被控訴人の附帯控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。

(1) 被控訴人は、岡山市議会における会派「自由民主党岡山市議団」に対し、48万1158円及びこれに対する判決確定の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を岡山市に対し支払うよう請求せよ。

(2) 被控訴人は、岡山市議会における会派「公明党岡山市議団」に対し、

2678円及びこれに対する判決確定日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を岡山市に対し支払うよう請求せよ。

(3) 控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は、第1，2審を通じてこれを10分し、その9を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨及び附帯控訴の趣旨

1 控訴の趣旨

(1) 原判決を次のとおり変更する。

(2) 被控訴人は、岡山市議会における会派「自由民主党岡山市議団」に対し、647万7786円及びこれに対する平成29年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を岡山市に対し支払うよう請求せよ。

(3) 被控訴人は、岡山市議会における会派「公明党岡山市議団」に対し、163万6366円及びこれに対する平成29年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を岡山市に対し支払うよう請求せよ。

(4) 被控訴人は、岡山市議会における会派「日本共産党岡山市議団」に対し、237万3450円及びこれに対する平成29年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を岡山市に対し支払うよう請求せよ。

(5) 被控訴人は、岡山市議会における会派「おかやま創政会」に対し、201万4515円及びこれに対する平成29年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を岡山市に対し支払うよう請求せよ。

2 附帯控訴の趣旨

(1) 原判決中被控訴人敗訴部分を取り消す。

(2) 上記の部分につき、控訴人の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要（略語は新たに定義しない限り原判決の例による。以下、本判決において同じ。）

1 本件は、岡山市内に所在する特定非営利活動法人である控訴人が、被控訴人に対し、岡山市議会の会派5団体（自由民主党岡山市議団、公明党岡山市議団、日本共産党岡山市議団、市民ネット及びおかやま創政会。本件各会派。）は、平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）に岡山市から交付を受けた政務活動費（政務活動費）につき、岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例（本件条例）に適合しない違法な支出を行ったから、違法支出相当額を不当利得として返還すべきであり、かつ、本件各会派は、本件条例に適合しない違法な支出したことにつき悪意であるにもかかわらず、被控訴人が違法な支出に相当する金員及びこれらに対する民法704条前段に基づく利息（以下「法定利息」という。）の支払請求を怠っていると主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、①自由民主党岡山市議団に対し、647万7786円、②公明党岡山市議団に対し、163万6366円、③日本共産党岡山市議団に対し、237万3450円、④市民ネットに対し、8万3625円、⑤おかやま創政会に対し、201万4515円及びこれらに対する政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日である平成29年5月1日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による法定利息の支払を請求するよう求めた住民訴訟である。

原審は、控訴人の請求を、被控訴人に対し、①自由民主党岡山市議団に対し、18万8050円、②公明党岡山市議団に対し、2678円、③おかやま創政会に対し、2万1600円及びこれらに対する判決確定の日の翌日から各支払済みまで年5分の割合による金員を、それぞれ支払うよう請求することを求める限度で認容し、その余の請求をいずれも棄却した。

控訴人は、自由民主党岡山市議団、公明党岡山市議団、日本共産党岡山市議団及びおかやま創政会に係る請求のうち棄却部分について控訴し、被控訴人は請求認容部分について附帯控訴したが、控訴人は、市民ネットに係る請求を棄

却した部分については不服を申し立てていない。

当裁判所は、①原審と同様、控訴人の請求のうち、(a) 公明党岡山市議団に係るものは、2678円の限度で認容し、その余を棄却し、(b) 日本共産党岡山市議団に係るものは棄却すべきであるが、②原審と異なり、控訴人の請求のうち、(a) 自由民主党岡山市議団に係るものは、48万1158円の限度で認容し、その余を棄却し、(b) おかやま創政会に係るものは棄却すべきと判断した。

2 関係法令等の定め、前提事実、争点及び当事者の主張は、後記3のとおり当審における当事者の追加・補充主張を加えるほかは、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」1ないし3（原判決3頁19行目～11頁初行。別紙を含む。）に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における当事者の追加・補充主張

(1) 自由民主党岡山市議団、公明党岡山市議団、日本共産党岡山市議団及びおかやま創政会の議会内会派控室職員の人事費（原判決別紙1のうち、①【自由民主党岡山市議団】の30頁の整理番号1002から32頁の整理番号770まで、②【公明党岡山市議団】の整理番号110, 156, 215, 291, 347, 410, 481, 527, 595, 669, 726～728, ③【共産党岡山市議団】の2頁の整理番号11から3頁の整理番号491まで、④【おかやま創政会】の整理番号1～17）について
(控訴人)

市議の政治活動は、政務活動とそれ以外の活動とに明確に区別できるものではなく、1つの活動が多面性を有する。会派控室内での市議の行為も、①支持者等から陳情を受ける行為等、後援会活動その他の政務活動以外の議員活動の一面も含む行為や、②純然たる政党活動や、議長選等に絡んでの会派間の合從連衡工作等、政務活動とはいえない行為を含んでいる。したがって、これらの議会内会派控室職員の人事費も、2分の1で按分した額の限度で、

返還の対象となるというべきである。

(被控訴人)

議会内会派控室は政務活動の場であり、これらの職員は、政務活動以外の政治活動には従事していなかった。したがって、これらの職員の入件費の全額を政務活動費から支出したことは、適法である。

(2) 議会内会派控室の事務用品費等（原判決別紙1のうち、①【自由民主党岡山市議団】の35頁の整理番号1005から39頁の整理番号754まで、②【公明党岡山市議団】の2頁の整理番号52から3頁の整理番号415まで、③【共産党岡山市議団】の(a)1頁の整理番号3から2頁の整理番号473まで（資料作成費）、(b)整理番号31, 70, 124, 161, 194, 214, 231, 284, 323, 376, 409, 451, 474, 509（事務用品費）、④【おかやま創政会】の2頁の整理番号1から3頁の整理番号102まで及び4頁の整理番号120から122まで）について

(控訴人)

前記のとおり、会派控室内での市議の行為は、政務活動以外の議員活動の一面も含む行為や、政務活動とはいえない行為を含んでいる。したがって、これらの議会内会派控室の事務用品費及び資料作成費も、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

(被控訴人)

議会内会派控室は政務活動の場であり、これらの事務用品及び資料作成は政務活動のためのものであった。したがって、これらの事務用品費及び資料作成費の全額を政務活動費から支出したことは、適法である。

(3) 自由民主党岡山市議団の調査研究費（原判決別紙1のうち、【自由民主党岡山市議団】の整理番号536, 610～615, 697～699）について

(控訴人)

和氣健議員（和氣議員）の自動車リース料（以下「本件リース料」という。）の2分の1が、政務活動費から支出されている。本件リース料のうち平成28年12月までの分に係るリース契約（以下「本件旧リース契約」という。）は、リース期間満了時に残価評価による差額精算をしないクローズドエンド型契約ではあるものの、①期間は、議員の任期を超える5年間（平成24年1月10日～平成29年1月17日）という長期間にわたり、②対象自動車は、メーカー希望小売価格458～528万円のトヨタ・クラウンロイヤルサルーンG B S 202型の新車（以下「本件旧自動車」という。）で、それに伴って総リース料支払額は432万円（月額7万2000円）という高額なものである。また、和氣議員は、本件旧リース契約の期間満了に伴い、本件旧自動車の再リースはしなかったものの、新たに本件旧自動車と同クラスの新車（以下「本件新自動車」という。）を対象自動車とする5年間、月額6万8040円のリース契約（以下「本件新リース契約」という。）を締結し、本件リース料のうち平成29年1月分及び同年2月分は、本件新リース契約に係るものである。そうすると、本件旧リース契約及び本件新リース契約の経済的な実質は、5年間の自動車ローンで新車を購入し、ローン終了の都度、新車に買い替えるのと殆ど変わりがなく、新車を好む等の和氣議員の好みに基づくものであり、本件リース料は、個人資産形成に繋がるものとして、都道府県議長会マニュアルでも政務活動費からの支出が不適切とされている自動車ローン代金と同視できるものである。

さらに、本件リース料には、本件旧リース契約及び本件新リース契約の期間中はリース事業者が負担する車検費用、公租公課、自賠責保険料も含まれており、これらを政務活動費から支出することも問題が大きい。

したがって、政務活動費からの本件リース料の支出は、その全額を返還の対象とすべきである。

(被控訴人)

本件旧リース契約は、①残価評価による差額精算をしないクローズドエンド契約であり、②リース期間満了時において再リースは可能であるものの、和氣議員は、本件旧自動車の再リースはしなかった。したがって、本件リース料は、自動車ローン代金と同視できるものではなく、通常の自動車リース料金と同様の自動車利用の対価である。そして、本件旧自動車及び本件新自動車は、政務活動に使用されることもあったのだから、本件リース料の2分の1を政務活動費から支出したことは、違法とはいえない。

(4) 自由民主党岡山市議団の広聴費のうちタクシー代（原判決別紙2～7）について

(控訴人)

浦上雅彦議員（浦上議員）、松島重綱議員（松島議員）、三木亮治議員（三木議員）、森田卓司議員（森田議員）、吉本賢二議員（吉本議員）及び和氣議員のタクシー代全額が、政務活動費から支出されている。これらのタクシー利用は夜間における自宅への移動のためのものであり、そのような帰宅手段のために自家用車ではなくタクシーを利用しているのは、飲酒後の帰路であることが強く疑われる。そして、そのようなタクシー利用の直接の原因は「広聴活動」ではなく飲酒なのであるから、これらに係る料金を政務活動費から支出することを許容すべきではない。

また、各議員がこれらのタクシー利用に係る広聴活動の内容として説明する、「市民相談、企業相談」、「教育問題、地域活性化問題」、「再開発、通学区域等」、「生活保護、就職相談等」は抽象的にすぎるし、前記のとおり、市議の政治活動は、政務活動とそれ以外の活動とに明確に区別できるものではなく、1つの活動が多面性を有するのであるから、これらタクシー利用の目的が十分に具体的に特定されているとはいえない。したがって、少なくとも、これらタクシー代のうち一定割合は返還の対象となるというべきで

ある。

(被控訴人)

時間帯が夜間というだけで、これらのタクシー利用が飲酒絡みと判断されるべきではない。また、これらのタクシー利用に係る市民相談等の広聴活動の内容については、具体的に詳細な説明をする必要はない。さらに、広聴活動とタクシー利用の間に飲酒を伴う会食を行っても、広聴活動とタクシー利用との関連性は失われない。したがって、これらのタクシ一代の全額を政務活動費から支出したことは適法である。

(5) おかやま創政会の広聴費のうち小林寿雄議員（小林議員）の駐車代（原判決別紙1のうち【おかやま創政会】の整理番号1～5, 7）について

(控訴人)

午後6時14分～午後9時2分、午後5時43分～午後8時36分という駐車時間帯や、田町や野田屋町といった飲食店が多い地域での駐車ということから、少なくとも「市民相談」の後に飲食があったことを推認することができる。そのような飲食目的の駐車代に政務活動費を支出することを許容するべきではない。

(被控訴人)

市民相談の時間が3時間近くに及ぶ場合もあり、これらの駐車代は飲食目的のものではない。したがって、これらの駐車代の全額を政務活動費から支出したことは適法である。

(6) 自由民主党岡山市議団の事務所費のうち、松島議員及び鷹取清彦議員（以下「鷹取議員」という。）のケーブルテレビ視聴料（原判決別紙1のうち、【自由民主党岡山市議団】の整理番号1046, 1095, 1127, 1177）について

(控訴人)

松島議員及び鷹取議員の各事務所におけるケーブルテレビ「oniビジョ

ン」（本件ケーブルテレビ）の通信料の2分の1が、政務活動費から支出されている。本件ケーブルテレビは、地域密着番組も配信してはいるが、その番組の大半は娯楽番組なので、その視聴が、市政や地域の情報をリアルタイムで収集するために必要とはいえない。なお、本件ケーブルテレビには複数の加入コースがあるが、少なくとも鷹取議員の加入コースは娯楽番組を多く含むコースであることは明らかである。

したがって、上記の本件ケーブルテレビの通信料の支出は、その全額が返還の対象となるというべきである。

（被控訴人）

本件ケーブルテレビは、地域密着番組を配信しており、その視聴は、岡山市の情勢を詳細に把握するために有益である。

したがって、上記の本件ケーブルテレビの通信料の2分の1を政務活動費から支出したことは、適法である。

（7）自由民主党岡山市議団の事務所費のうち森田議員の事務所（森田事務所）の賃料等（原判決別紙1のうち、【自由民主党岡山市議団】の32頁の整理番号12から33頁の整理番号762まで）について

（控訴人）

森田議員は、森田事務所について、①市民相談にも使う予定で契約したが、地域性もあり、市民相談のための使用回数は限られたものになっている、②市民相談や議会質問の作成等各種の資料等を置いていると説明している。しかしながら、①森田事務所で市民相談が行われているとは考え難く、②議会質問の作成等のための各種の資料等を森田事務所内に置いてある気配は窺えないし、そもそも平素は森田議員自身が使用していない森田事務所内にそれらの資料を置くこと自体に合理性がない。森田議員は、国道53号線沿いにあり、廃業したコンビニ店舗建物で駐車スペースも広く、実際に平成31年4月の市議選で選挙事務所として使用した森田事務所を、選挙事務所に好

適な物件として確保していると推認することができるから、森田事務所に係る政務活動費からの支出全額（賃料、電話代、電気代及び水道代の2分の1）が返還の対象となるというべきである。

（被控訴人）

森田議員の地元である建部地区は、岡山市中心部から自動車で45分かかる上、住民が移動手段に自家用車を用いる地域であるため、地元の市民から意見等を聞くためには駐車スペースの十分ある利便性の良い場所を確保する必要がある。実際に森田議員は平成28年度に、森田事務所において地元での圃場整備事業の相談を受け、その結果を踏まえた質問を市議会で行った。したがって、森田事務所に係る政務活動費からの支出全額について、政務活動との合理的関連性が肯定されるべきである。

（8）自由民主党岡山市議団の事務所費のうち宮武博議員（宮武議員）の事務所（宮武事務所）の賃料等（原判決別紙1のうち、【自由民主党岡山市議団】の33頁の整理番号1035から35頁の整理番号1422まで）について
（控訴人）

宮武議員は、宮武事務所について、市民相談に積極的に対応するために利用していると説明している。しかしながら、市議会HPの議員紹介ページや宮武議員の市政報告紙に記載がなく、郵便受けの「宮武」という表札以外に特段の案内表示もない上、事務機器も設置していない宮武事務所を市民相談に使用するというのは、不合理、不自然であり、市民相談のための場所としては、宮武事務所が入っているビルの隣にある市役所内の議会内会派控室の方が、はるかに環境が良い。また、宮武議員は、宮武事務所内で具体的にどのような「市民相談」を受けているのか説明をしていない。宮武議員は、自由民主党岡山市議団（及びその前身会派）の団長であったところ、同会派は平成23年4月以降、市議会内の人事を巡って他会派と対立状態にあり、それら人事問題についての内密の会合を行う場所を市役所の直近に確保するた

め、宮武事務所を賃借したと推認することができる。したがって、宮武事務所に係る政務活動費からの支出全額（賃料、共益費、電話代及び電気代の2分の1）が返還の対象となるというべきである。

（被控訴人）

宮武議員が宮武事務所について、市議会HPや市政報告紙に記載せず、特段の案内表示もしていないのは、事務員がおらず不在時の来客に対応できいためである。また、宮武事務所内には応接セット以外に机、椅子、電話機等も設置している。なお、自由民主党岡山市議団は大所帯（23名）なので、議会内会派控室は、他議員の用務による来客等のために隨時利用されており、プライバシー保護の必要性からも、別途、市民相談用の部屋を確保する必要がある。したがって、宮武事務所に係る政務活動費からの支出全額について、政務活動との合理的関連性が肯定されるべきである。

(9) 公明党岡山市議団の広報費のうち竹之内則夫議員（竹之内議員）の宛名ラベル購入費（原判決別紙1のうち、【公明党岡山市議団】の整理番号32, 258, 381, 512, 703）について

（被控訴人）

竹之内議員が市政報告紙の発送のために購入した合計6420枚の宛名ラベルの代金であるところ、実際に郵送した市政報告紙の発行通数は5295通であるが、そのほかに、①宛名ラベルを張った上で直接訪問し、広聴も兼ねて手渡ししたものもある（そのような手渡分にも宛名ラベルを張るのは、郵送先との重複や欠落を避け、手渡先を管理するためである。）し、②印刷の際にプリンタがラベルシートを巻き込んで汚れが残ったことにより、使用できないラベル片が多数発生する事態が生じたこともあった。したがって、余剰の宛名ラベルが発生した事実はないので、上記購入代金の全額について政務活動との合理的関連性が肯定されるべきである。

（控訴人）

被控訴人の上記①及び②の主張の根拠となり得る証拠は、竹之内議員本人の陳述書（乙Bウ3）以外には存在しない。また、上記陳述における、宛名ラベルを貼る手渡分の市政報告紙の数は「0～170部」という、振幅の大きなものである。したがって、上記代金の支出は、その全てが市政報告紙の郵送のためのものとはいえず、汎用性が高く、政務活動以外の政治活動に用いられることもある宛名ラベルのためのものであるから、6分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

(10) おかやま創政会の広報費（原判決別紙1のうち、【おかやま創政会】の整理番号24）について

(被控訴人)

森山幸治議員（森山議員）のホームページ管理費の全額を政務活動費から支出していたところ、森山議員は、令和3年1月29日、当該ホームページ管理費の2分の1を自主返納した。そして、森山議員が当該ホームページ管理費の2分の1を政務活動費から支出したことは、違法とはいえない。

(控訴人)

森山議員が、令和3年1月29日、当該ホームページ管理費の2分の1を自主返納したことは、不知である。

第3 当裁判所の判断

1 本件各費用が使途基準に適合しないものであるか否かの判断基準（争点1－1）についての当裁判所の判断は、原判決「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」1（原判決11頁5行目～24行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 本件各費用のうち個々の費用が政務活動費に当たるか否か（争点1－2）について

(1) 自由民主党岡山市議団の調査研究費（原判決別紙1のうち、【自由民主党岡山市議団】の整理番号536, 610～615, 697～699）に

ついて)について

証拠(甲Aア1～10,乙Aア1の1,2,乙Aア3,4)及び弁論の全趣旨によれば、①和議員は、リース期間が平成24年1月18日から平成29年1月17日、リース料月額が7万2000円、総リース料支払額が432万円で、借主側から途中解約することができない、本件旧自動車を対象とする本件旧リース契約に基づき、本件リース料のうち平成28年4月分ないし同年12月分の2分の1である32万4000円を政務活動費から支出したこと、②本件旧リース契約の対象である本件旧自動車は、メーカー希望小売価格458～528万円のトヨタ・クラウンロイヤルサルーンGRS202型の新車であったこと、③本件旧リース契約は、リース期間満了時に残価評価による差額精算はしないクローズドエンド型契約であったこと、④本件旧リース契約は、リース期間満了時において再リースは可能であったが、和議員は、本件旧自動車の再リースはしなかったこと、⑤和議員は、本件旧リース契約の期間満了に伴い、本件旧自動車と同クラスの新車である本件新自動車を対象自動車とする、期間5年間、月額6万8040円のリース契約である本件新リース契約を締結し、本件新リース契約に基づき、本件リース料のうち平成29年1月分及び同年2月分の2分の1である6万8040円を政務活動費から支出したことが認められる。

上記のとおり、本件旧リース契約がクローズドエンド型契約であったことや、和議員が本件旧リース契約の期間満了時に本件旧自動車の再リースをしなかったことに照らすと、本件リース料は、個人資産形成に繋がる自動車ローン代金と同視できるとまではいえない。しかしながら、上記のとおり、和議員は、本件旧リース契約の期間を市議会議員の任期(本件リース契約の開始から約3年2か月)を超える5年という長期間に設定し、料金は新車価格からリース会社設定の残価を引いても総額432万円(月

額7万2000円)と高額であり、和気議員が本件旧リース契約の期間満了に伴い、本件旧リース契約と同様のやはり新車である本件新自動車を対象とする本件新リース契約を締結していることに鑑みると、本件旧リース契約及び本件新リース契約は、①政務活動のためという要素もあるが、多分に和気議員の、安価で5年ごとに新車を乗り継いでいきたいという個人的な趣味や嗜好に基づく部分があることを否定できず、②新車を購入するための自動車ローン契約とは異なるものの、常に新車を使用し続けるという自動車保有の一形態との性質を有するといわざるを得ない。そして、自分で自動車を購入し、ガソリン代の一部のみを政務活動費から支出している議員や真に任期の間のみ相当費で自動車をレンタル又はリースする議員と比較して、新車の保有費用まで政務活動費から支出することとすることは均衡を失する。以上の諸要素を総合勘案すると、本件リース料のうち政務活動との合理的関連性を有する範囲は、4分の1にとどまるというべきである。

したがって、政務活動費からの本件リース料の支出は、更に2分の1(本件リース料全体の4分の1)で按分した限度で返還の対象となるというべきである。

(2) 自由民主党岡山市議団、公明党岡山市議団及びおかやま創政会の広報費
(原判決別紙1のうち、①【自由民主党岡山市議団】の整理番号538、
②【公明党岡山市議団】の整理番号32, 33, 86, 87, 256~259, 381, 512, 513, 577, 703, ③【おかやま創政会】の整理番号24)について

ア 自由民主党岡山市議団及び公明党岡山市議団の広報費についての当裁判所の判断は、後記ウ当審における当事者らの追加・補充主張に対する判断を加えるほかは、原判決「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」2(1)イ、(2)ア(原判決12頁25行目~13頁13行目、27頁1

5行目～29頁8行目。別紙を含む。)に記載のとおりであるから、これらを引用する。

イ おかやま創政会の広報費（原判決別紙1のうち、【おかやま創政会】の整理番号24）について

被控訴人は、おかやま創政会の森山議員は、ホームページ更新管理費の2分の1を自主返納したと主張する。

森山議員が、同議員のホームページの更新管理費の全額を政務活動費から支出したことは、当事者間に争いがない。そして、証拠（乙Eウ1の1～5）によれば、上記ホームページは、議会質問録や市政報告紙の転載部分等の、市民への市政報告を目的としている部分と、森山議員のプロフィール、政治観を記載したブログ等の、森山議員個人の政治活動のPRを目的としている部分が混在していると認められる。したがって、上記の支出のうち2分の1で按分した額の限度でのみ、政務活動との間に合理的関連性を有するものと推認することができるというべきである。しかし、証拠（乙Eウ2）によれば、森山議員は、令和3年1月29日、上記の支出のうち2分の1で按分した額を自主返納したことが認められる。したがって、上記の支出は、返還の対象となるとはいえない。

ウ 当審における当事者らの追加・補充主張に対する判断

被控訴人は、公明党岡山市議団の広報費のうち竹之内議員の宛名ラベル購入費に係る宛名ラベル6420枚について、①市政報告紙は、郵送した5295通以外に、宛名ラベルを貼った上で直接訪問し、広聴も兼ねて手渡しした分もあるし、②印刷の際にプリンタがラベルシートを巻き込んで汚れが残ったことにより、使用できないラベル片が多数発生する事態が生じたこともあったから、余剰は発生しなかったと主張する。しかしながら、そのような主張の直接的な裏付けとなり得る証拠は、竹之内議員本人の陳述書（乙Bウ3）のみである上、当該陳述書における、

宛名ラベルを貼る手渡分の市政報告紙の数についての説明は「0～170部」という振幅の大きなものであるから、当該陳述書のみで、直ちにそのような事実を認定することはできない。そうすると、上記の宛名ラベルは、手渡し分の市政報告紙に貼られたり印刷不備のため廃棄された物も一定数存在するであろうことを考慮した上でも、一定程度の余剰が生じたと推認せざるを得ない。そして、宛名ラベルが、汎用性が高く、政務活動以外の政治活動にも用いることができるとしても勘案すると、その購入費の支出は、6分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

(3) 自由民主党岡山市議団、公明党岡山市議団及びおかやま創政会の広聴費（原判決別紙2～7。原判決別紙1のうち、①【公明党岡山市議団】の整理番号97, 98, 147, 205, 332, 333, 461, 514, 585, 651, 709, ②【おかやま創政会】の整理番号1～7。）について

ア　自由民主党岡山市議団、公明党岡山市議団及びおかやま創政会の広聴費についての当裁判所の判断は、後記イ当審における当事者らの追加・補充主張に対する判断を加えるほかは、原判決「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」2(1)ウ、(2)イ、(5)イ（原判決13頁15行目～21頁12行目、29頁10行目～24行目、36頁12行目～37頁16行目。別紙を含む。）に記載のとおりであるから、これらを引用する。

イ　当審における当事者らの追加・補充主張に対する判断

(ア)　自由民主党岡山市議団のタクシ一代（原判決別紙2～7）について
控訴人は、自由民主党岡山市議団の広聴費のうちタクシ一代に係るタクシー利用の直接の原因は「広聴活動」ではなく飲酒であると主張する。しかしながら、広聴活動後に飲酒を伴う会食を行ったとしても、そのことをもって、直ちにこれらのタクシー利用が会食に先立つ広聴

活動との関連性を失うとはいえないことは、前記引用に係る原判決が説示するとおりである。したがって、控訴人の上記主張は採用できない。

控訴人は、各議員が説明する、これらのタクシー利用に係る広聴活動の内容は抽象的にすぎるし、市議の政治活動は、政務活動とそれ以外の活動とに明確に区別できるものではないから、これらタクシー代のうち一定割合は返還の対象となるというべきであると主張する。しかしながら、各議員による広聴活動の内容についての説明に、特段不自然、不合理な点があるとはいえないことは、前記引用に係る原判決が説示するとおりである。そして、それらの説明を前提とする限り、それらの広聴活動は政務活動というべきであるから、控訴人の上記主張は採用できない。

(イ) 小林議員の駐車代（原判決別紙1のうち【おかやま創政会】の整理番号1～5, 7）について

控訴人は、おかやま創政会の広聴費のうち小林議員の駐車代が飲食目的のものであると主張する。しかしながら、午後6時14分から午後9時2分まで及び午後5時43分から午後8時36分までという時間帯が、市民相談のためのものとして不自然な時間帯とはいえないことは、原判決が説示するとおりである。また、田町や野田屋町という駐車場所から、直ちにこれらの駐車が飲食目的のものであると推認することはできない。

したがって、これらの駐車代の全額を政務活動費から支出したことは、違法とはいえない。

(4) 自由民主党岡山市議団、公明党岡山市議団、日本共産党岡山市議団及びおかやま創政会の入件費（原判決別紙1のうち、①【自由民主党岡山市議団】の30頁の整理番号1002から32頁の整理番号770まで、②【公

明党岡山市議団】の整理番号 110, 156, 215, 291, 347, 410, 481, 527, 595, 669, 726～728, ③【共産党岡山市議団】の 2 頁の整理番号 11 から 3 頁の整理番号 491 まで, ④【おかやま創政会】の整理番号 1～17) について

ア　自由民主党岡山市議団, 公明党岡山市議団, 日本共産党岡山市議団及びおかやま創政会の人事費についての当裁判所の判断は, 原判決 22 頁 8 行目の「そうすると」を「したがって」に改め, 後記イ当審における当事者らの追加・補充主張に対する判断を加えるほかは, 原判決「事実及び理由」の「第 3 当裁判所の判断」2 の(1)エ, (2)ウ, (3)イ及び(5)ウ(原判決 21 頁 14 行目～22 頁 18 行目, 29 頁末行～30 頁 21 行目, 32 頁 13 行目～33 頁初行, 37 頁 18 行目～38 頁 5 行目。別紙を含む。) に記載のとおりであるから, これらを引用する。

イ　当審における当事者らの追加・補充主張に対する判断

控訴人は, 会派控室内での市議の行為は, 政務活動以外の議員活動の一面も含む行為や政務活動とはいえない行為を含んでいると主張する。しかしながら, 通常, 議員は, 会派控室とは別に個人事務所や政党事務所等を有しており, 政務活動以外の政治活動はそのような個人事務所や政党事務所等で行っていると考えられることは, 前記引用に係る原判決(ただし前記アで改めた後のもの)が説示するとおりである。また, 平成 28 年度当時, これらの会派が雇用し, 会派控室において勤務していた職員が, 後援会活動, 議員個人や政党のためのマスコミ対応等, 政務活動以外の政治活動等に携わっていたことを窺わせるような具体的な証拠や事情は見当たらない。

したがって, これらの議会内会派控室職員の人事費の全額を政務活動費から支出したことは, 違法とはいえない。

(5) 自由民主党岡山市議団, 公明党岡山市議団, 日本共産党岡山市議団及びお

かやま創政会の事務所費（原判決別紙1のうち、①【自由民主党岡山市議団】の（a）整理番号1046, 1095, 1127, 1177, （b）32頁の整理番号12から33頁の整理番号762まで、（c）33頁の整理番号1035から35頁の整理番号1422まで、（d）35頁の整理番号1005から39頁の整理番号754まで、（e）整理番号342, 596, 597, 769, ②【公明党岡山市議団】の2頁の整理番号52から3頁の整理番号415まで、③【日本共産党岡山市議団】の整理番号31, 70, 124, 161, 194, 214, 231, 284, 323, 376, 409, 451, 474, 509, ④【おかやま創政会】の（a）2頁の整理番号1から3頁の整理番号102まで及び4頁の整理番号120から122まで、（b）整理番号107～119）について

ア　自由民主党岡山市議団の事務所費のうち宮武事務所の賃料、議会内会派控室の事務用品費等及び来客用コーヒーテーブル、公明党岡山市議団の事務所費、日本共産党岡山市議団の事務所費並びにおかやま創政会の事務所費についての当裁判所の判断は、原判決25頁8行目から9行目の「磯村事務所」を「宮武事務所」に改め、後記工当審における当事者らの追加・補充主張に対する判断を加えるほかは、原判決「事実及び理由」の「第3　当裁判所の判断」2の(1)オ(ウ)～(オ), (2)エ, (3)ウ及び(5)エ（原判決24頁25行目～27頁13行目、30頁23行目～31頁17行目、33頁3行目～22行目、38頁7行目～39頁14行目。別紙を含む。）に記載のとおりであるから、これらを引用する。

イ　自由民主党岡山市議団の事務所費のうち、松島議員及び鷹取議員の本件ケーブルテレビの視聴料（原判決別紙1のうち、【自由民主党岡山市議団】の整理番号1046, 1095, 1127, 1177）について
証拠（甲Aコ1～4, 161～163, 乙Aコ1, 5）によれば、①松島議員は、平成28年9月4日に支払った、後援会事務所で利用する本件

ケーブルテレビの視聴料 6 4 8 0 円の 2 分の 1 を政務活動費から支出したこと、②鷹取議員は、平成 28 年 5 月に請求を受けた分から同年 7 月に請求を受けた分まで、計 3 か月分の、後援会事務所で利用する本件ケーブルテレビの視聴料計 1 万 2 3 1 2 円（月額 4 1 0 4 円）の 2 分の 1 を政務活動費から支出したこと、③本件ケーブルテレビは、加入するコースによって、視聴できるチャンネルの範囲や、通信料が異なること、④本件ケーブルテレビは、いずれのコースに加入しても、地域に密着し、視聴することによって県内の情勢把握に資する番組を、かなりの程度配信しているチャンネルである oni チャンネルを視聴することができるが、加入するコースによっては、娯楽番組を配信しているチャンネルも相当数視聴することができること、⑤令和 3 年 2 月時点で、本件ケーブルテレビの通信料は、視聴可能な C S チャンネル数が最小（5）のプチコースが月額 1 5 0 0 円、視聴可能な C S チャンネル数が 3 8 のベーシック H D コースが月額 4 1 0 0 円であることが認められる。

そして、①松島議員は、上記の支払額及び回数に照らし、上記のプチコースに近いコースの通信料を 4 か月分まとめて支払ったものと推認することができるのに対し、②平成 28 年当時における鷹取議員の本件ケーブルテレビ加入コースは、上記の支払月額に照らし、上記のベーシック H D コースに近い、娯楽番組を配信しているチャンネルも相当数視聴できるものであったと推認することができる。そうすると、両議員による本件ケーブルテレビの視聴のうち、政務活動との間で合理的関連性を有すると推認される範囲は、①松島議員の場合は 2 分の 1 であるが、②鷹取議員の場合は 4 分の 1 にとどまるというべきである。

したがって、松島議員が上記の本件ケーブルテレビ通信料の 2 分の 1 を政務活動費から支出したことは違法ではないが、上記の鷹取議員による政務活動費からの本件ケーブルテレビ通信料の支出は、更に 2 分の 1 （通信

料全体の4分の1)で按分した限度で返還の対象となるというべきである。

ウ　自由民主党岡山市議団の事務所費のうち森田事務所の賃料等（原判決別紙1のうち、【自由民主党岡山市議団】の32頁の整理番号12から33頁の整理番号762まで）について

森田議員が、森田事務所の賃料等の2分の1を政務活動費から支出したこと、当事者間に争いがない。

証拠（甲Aコ30～52、乙Aコ2の1、乙Aコ4）によれば、①森田議員自身も、森田事務所での市民相談は限られた回数に留まる旨を説明していること、②平成28年度の森田事務所において、(a)電気代は、平成29年3月のみ1471円で、その他の月は755円～1060円にとどまり、(b)水道代は、月額2000円を超えたのは平成29年1月から3月だけで、平成28年4月から10月までは毎月1682円にとどまっていたこと、③森田事務所の内部は、広い空間には間仕切り等はなく応接セットが置かれており、狭い事務室には小さな事務机、パソコン及びコピー機が置かれていることが認められる。そうすると、森田議員は、森田事務所を日常的に使用していたとはいえず、したがって、議会質問の作成等のための各種の資料等を森田事務所に置いていたとは考え難い。また、証拠（甲Aコ168）によれば、森田議員が平成31年3月、森田事務所の前で岡山市議選の出陣式を行ったことが認められることも併せ考えると、森田議員は、主として選挙活動等、政務活動以外の政治活動のために賃借して使用していると推認することができる。そして、森田議員の地元である建部地区が岡山市中心部から遠く、同地区の有権者からの広聴活動を行うためには同地区内に事務所がある方が便利であることを考慮しても、森田議員が、市民相談等の政務活動のために森田事務所を使用する機会は、相当に限定的なものであると考えざるを得ない。そうすると、森田

事務所の賃料等のうち、政務活動との合理的関連性を有する部分は8分の1にとどまるというべきである。

したがって、上記の森田議員による政務活動費からの森田事務所の賃料等の支出は、更に4分の3（上記賃料等全体の8分の3）で按分した限度で返還の対象となるというべきである。

エ 当審における当事者らの追加・補充主張に対する判断

(ア) 宮武事務所の賃料等（原判決別紙1のうち、【自由民主党岡山市議団】の33頁の整理番号1035から35頁の整理番号1422まで）について

控訴人は、①宮武事務所が、市議会HPの議員紹介ページや宮武議員の市政報告紙に記載がなく、郵便受けの「宮武」という表札以外に特段の案内表示もない上、事務機器も設置していないこと、②市民相談のための場所としては、宮武事務所の隣にある市役所内の議会内会派控室の方が優れていることを理由として、宮武議員は、市議会内の人事問題についての内密の会合を行う場所を市役所の直近に確保するため、宮武事務所を賃借したと推認することができると主張する。しかしながら、宮武事務所が入っているビルは、岡山市役所の隣に位置していることから、上記の表札以外に特段の案内表示を行っていないとしても直ちに不自然とはいえないし、その内部には、市民相談に利用可能な会議用机や椅子、応接セット等が設置されていることは、前記引用に係る原判決が認定、説示するとおりである。また、相談者のプライバシー等を勘案すると、必ずしも議会内会派控室の方が市民相談の場所として優れているとはいえないし、市議会HPの議員紹介ページや宮武議員の市政報告紙に宮武事務所の記載がないことのみから、直ちに上記のような推認をすることはできない。そうすると、宮武事務所を市民相談に対応するために利用している旨の宮武議員の説明が不自然とはいえない。

したがって、宮武事務所の賃料等の2分の1を政務活動費から支出したこととは、違法とはいえない。

(イ) 議会内会派控室の事務用品費等（原判決別紙1のうち、①【自由民主党岡山市議団】の35頁の整理番号1005から39頁の整理番号754まで、②【公明党岡山市議団】の2頁の整理番号52から3頁の整理番号415まで、③【共産党岡山市議団】の整理番号31、70、124、161、194、214、231、284、323、376、409、451、474、509）、④【おかやま創政会】の2頁の整理番号1から3頁の整理番号102まで及び4頁の整理番号120から122まで）について

通常、議員は、会派控室とは別に個人事務所や政党事務所等を有しており、政務活動以外の政治活動はそのような個人事務所や政党事務所等で行っていると考えられることは、既に説示したとおりである。また、平成28年当時、これらの会派控室の事務用品が政務活動以外の政治活動等のために使用されていたことを窺わせるような具体的な証拠や事情は見当たらない。

したがって、これらの議会内会派控室の事務用品費の全額を政務活動費から支出したことは、違法とはいえない。

(6) 日本共産党岡山市議団の資料作成費（原判決別紙1のうち【日本共産党岡山市議団】の1頁の整理番号3から2頁の整理番号473まで）について

日本共産党岡山市議団の資料作成費についての当裁判所の判断は、原判決「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」2(3)ア（原判決31頁19行目～32頁11行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(7) 以上によれば、本件各会派の違法な支出額は、①自由民主党岡山市議団は48万1158円、②公明党岡山市議団は2678円、③日本共産党岡山市議団は0円、④おかやま創政会は0円である。

- 3 本件各会派が悪意の受益者に当たるか否か（争点2）及び怠る事実についての当裁判所の判断は、原判決「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」3及び4（原判決39頁15行目～40頁24行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 4 以上によれば、控訴人の請求は、被控訴人に対し、①自由民主党岡山市議団に対し、48万1158円、②公明党岡山市議団に対し、2678円及びこれらに対する判決確定の日の翌日から各支払済みまで年5分の割合による金員を、それぞれ支払うよう請求することを求める限度で理由があるから認容し、その余を棄却すべきところ、これと一部異なる原判決はその限度で失当であるから、原判決主文1項を変更し、3項を取り消すこととし、控訴人のその余の控訴及び被控訴人のその余の附帯控訴は、いずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所岡山支部第2部

裁判長裁判官 塩田直也

裁判官 榎本康浩

裁判官 渡邊健司

これは正本である。

令和3年8月26日

広島高等裁判所岡山支部第2部

裁判所書記官 澤 村 景 子

